令和5年度

夏の交通事故防止運動

神奈川県実施要綱

期間

令和5年7月11日(火)~7月20日(木)の10日間

目的

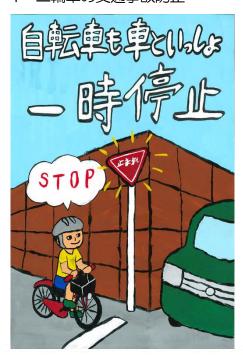
夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に

運動の重点

- 1 過労運転・無謀運転の防止
- 2 高齢者と子どもの交通事故防止
- 3 自転車の交通事故防止
- 4 二輪車の交通事故防止



綾瀬市交通安全ポスターコンクール入賞作品 綾瀬市立綾瀬小学校3年(入賞当時) 田中 航希 さん

主唱:神奈川県交通安全対策協議会

● 運動の重点

1 過労運転・無謀運転の防止

- 夏特有の解放感による無謀運動が重大事故につながることを認識しましょう。
- 健康管理を心がけ、運転する際の体調維持に努めましょう。
- 長距離重転の際は、無理のない計画を立て、途中で休憩を必ずとりましょう。
- 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知するための広報啓発活動を促進しましょう。
- 自動車や貸切バス、タクシーなどに乗車するときは、全ての座席のシートベルトやチャイルドシート着用の「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- シートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、チャイルドシートの正しい取り付け方と使い方を徹底しましょう。

2 高齢者と子どもの交通事故防止

- 家族とともに、身近な交通危険箇所をチェックし、安全な通行方法等について話し合いましょう。
- 高齢の重転者は、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化を認識するなどして、ゆとりのある運転を実践しましょう。
- 夜間の外出には、目につきやすい「明るい色の服装」や「反射材」を身につけるようにしましょう。
- 参加体験型の講習会(ヒヤリ体感高齢者交通安全教室)などに積極的に参加し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけて、交通安全意識の向上を図 のましょう。
- 運転者は、高齢者と子どもの安全確保に努め、特に横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。
- 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯するとともに上向きライトを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。
- 高齢者、子ども、体の不自由な方などが、安全に踏切を渡れるよう、みんなで手を取り合って助け合いましょう。
- 踏切の非常ボタンの使用方法について周知しましょう。

3 自転車の交通事故防止

- 自転車乗用時の交通ルールを正しく理解し、交通マナーを実践しましょう。
- 夜間走行時は、前照灯を点灯し、反射材を効果的に活用しましょう。
- 自転車が通行できる歩道でも、必ず歩行者等の安全を確保しましょう。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。
- 万一の事故に備え、必ず自転車も損害賠償責任保険等に加入しましょう。

4 二輪車の交通事故防止

- 二輪車を運転するときは、ヘルメットやプロテクターを正しく着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。
- 二輪車による無理な追い越し、乗車中の携帯電話使用や周囲の声や音が聞こえない状態でイヤホン等を使用するなどの危険な運転は止め安全運転に努めましょう。
- 四輪車の運転者も、二輪車は車体が小さく遠くを走行しているように感じるなどの、二輪車の特性に配意した運転に努めましょう。
- 改正道路交通法を踏まえた電動キックボードの利用方法や新しいモビリティの安全利用について、広報啓発を推進しましょう。

● 運動の進め方

☆ 神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 「運動の重点」と「重点の取り組み方」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況に応じて、各種広報媒体を活用する等、創意工夫を凝らした 交通安全活動や子どもを犯罪被害から守る活動を積極的に推進します。
- 〇 関係機関・団体の職員等に、運動について周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じて、運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙(誌)を発行するときは、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事や、子どもを犯罪から守る活動等の記事の掲載に努めます。

☆ 交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

☆ 教育機関・団体の推進する事項

- 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 〇 学校では、神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながり』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

☆ 道路管理者·鉄道事業者等の推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

☆ 警察の推進する事項

- 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化 します。
- 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」(注)を実施し、自転車利用者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨して TS マークの普及に努めます。
- 高齢者や子どもの保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。
- 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、講習対象となる自転車利用者に対して講習の実施を通じて、安全な運転行動を促します。
- 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

☆ 県·市·区·町·村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- (注) チリリン・スクール:警察官、交通指導員等が行う座学と実技指導による自転車交通安全講習で、受講者には協賛自転車店で自転車の点検が無料で受けられる受講証が交付されます。

| | 過労運転・無謀運転の防止 | 高齢者と子どもの交通事故防止 |
|---------|--|--|
| 家庭では | ○ レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。 ○ 無謀運転をしないこと、交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。 ○ シートベルトやチャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合い、全ての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。 | ○ 出かける際は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 ○ 歩行中の事故を防ぐため、高齢者や子どもの行動特性について話し合いましょう。 ○ 家族の中に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納制度について話し合いましょう。 ○ 踏切を通過するときは、急いでいても、踏切手前で立ち止まり、左右の安全確認を行うとともに、警報機が鳴ったら横断しないことを家族全体で確認しましょう。 |
| 職場では | ○ 無理のない運行計画の立て方など、過労・無謀職をの防止について具体的に 指導しましょう。○ 職場ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合い、過労・無 謀運転防止の気運を高めましょう。○ 出勤、退社時に全ての座席のシートベルト着用状況を確 認するなど着用の徹底について指導しましょう。 | ○ 朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや高齢者と子どもの行動特性についての教育を行いましょう。○ 歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上を社内の広報紙(誌)などあらゆる機会を通じて呼びかけましょう。○ 踏切事故の防止、高齢者、子ども及び体の不自由な方が安全に踏切を通行することについて、意識を高めましょう。 |
| 学校・地域では | ○ 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。○ 各種会合などの機会に過労・無謀運転の防止を呼びかけ、地域ぐるみで無謀運転をしないような気運を高めましょう。 | ○ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高め、危険な機断などを見かけたら、思いやりの気持ちをもって声かけや、手をさしのべたりしましょう。 ○ 高齢者宅への家庭訪問や各種会合などで、高齢者の交通安全について話し合いましょう。 ○ 夜間の外出時には、「明るい服装」と「反射材」を活用するよう呼びかけましょう。 ○ 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。 |
| 運転者などは | ○ 過労運転にならないよう睡朗時間を十分に取り、長時間運転する際は、熱中症にも気を付け、途中で必ず休憩をとりましょう。また、スピードの出しすぎに注意し、夕暮れ時の早目点灯を励行するなど安全運転に努めましょう。 ○ 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)をしない、また誘発しない、させないため、「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。 ○ 特に後部座席のシートベルト着用の必要性と効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。 ○ チャイルドシートは子どもの体格と車に合った安全性の高いものを使用し、正しく装着しましょう。 | ○ 高齢者や子どもの歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。 ○ 横断歩道に接近する場合は、歩行者の有無を確認するため減速し、歩行者がいる場合には、確実に一時停止しましょう。 ○ 高齢運転者標識を付けた車両に対しては、思いやりのある運転を心がけましょう。 ○ 高齢運転者は、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。 ○ 踏切を通過するときは、確実に一時停止するとともに安全確認を徹底し、警報機が鳴ったら絶対に踏切に入らないようにしましょう。 |
| | 自転車の交通事故防止 | 二輪車の交通事故防止 |
| | 日料学の文選争以例止 | ― 神半の久処争以的エ |
| 家庭では | ○ 交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合い、交通ルールを守ることの重要性を理解しましょう。 ○ 参加体験型の講習会などに積極的に参加し、運転技術と交通安全意識を高めましょう。 ○ 保護者などは、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車も損害賠償責任保険等に加入しましょう。 | 一冊早の文地学以り正 ○ 無謀運転の危険性、迷惑性等について家族で話し合いましょう。 ○ ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など、交通事故時の被害を軽減するための対策についても話し合いましょう。 ○ 通勤・通学時の安全運転など、交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。 ○ 悪天候時には、二輪車の利用を抑制するように努めましょう。 ○ 交通事故を起こした際の責任や家庭への影響について話し合いましょう。 |
| 庭で | ○ 交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合い、交通ルールを守ることの重要性を理解しましょう。 ○ 参加体験型の講習会などに積極的に参加し、運転技術と交通安全意識を高めましょう。 ○ 保護者などは、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車も損害賠償責任保険等に加入 | ○ 無謀運転の危険性、迷惑性等について家族で話し合いましょう。 ○ ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など、交通事故時の被害を軽減するための対策についても話し合いましょう。 ○ 通勤・通学時の安全運転など、交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。 ○ 悪天候時には、二輪車の利用を抑制するように努めましょう。 ○ 交通事故を起こした際の責任や家庭への影響について話し合いましょう。 ○ 交通事故を起こした際の責任や家庭への影響について話し合いましょう。 ○ 警察や二輪車部及安全協会などと連携し、二輪車安全運転講習などを開催するほか、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など従業員への安全運転の指導を行いましょう。 ○ 二輪車の事故実態を周知し、出勤時や帰宅時の安全運転を呼び掛けましょう。 |
| 庭では 職場で | ○ 交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合い、交通ルールを守ることの重要性を理解しましょう。 ○ 参加体験型の講習会などに積極的に参加し、運転技術と交通安全意識を高めましょう。 ○ 保護者などは、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車も損害賠償責任保険等に加入しましょう。 ○ 自転車の特性や事故実態を理解させるための安全教育を行うとともに、点検整備の励行について指導しましょう。 ○ 自転車通勤者に対する安全利用の推進に努めましょう。 ○ 事業で利用する自転車についても必ず損害賠償責任保険等に | ○ 無謀運転の危険性、迷惑性等について家族で話し合いましょう。 ○ ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など、交通事故時の被害を軽減するための対策についても話し合いましょう。 ○ 通勤・通学時の安全運転など、交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。 ○ 悪天候時には、二輪車の利用を抑制するように努めましょう。 ○ 交通事故を起こした際の責任や家庭への影響について話し合いましょう。 ○ 警察や二輪車部及安全協会などと連携し、二輪車安全運転潜習などを開催するほか、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットの着用など従業員への安全運転の指導を行いましょう。 ○ 二輪車の事故実態を周知し、出勤時や帰宅時の安全運転を呼び |

◎ 子どもと高齢者の状態別死傷者数

(令和5年4月末)

| C C C C C C C C C C C C C C C C C C C | | | | | | | | |
|---------------------------------------|-------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|--------|
| 状態別 | 子ども | | | | 高齢者 | | | |
| 八思力 | 幼(園)児 | 小学生 | 中学生 | 合計 | 65~69歳 | 70~74歳 | 75 歳以上 | 合計 |
| 自動車乗車中 | 76 | 68 | 31 | 175 | 142 | 148 | 163 | 453 |
| 二輪車乗車中 | 0 | 5 | 2 | 7 | 48 | 49 | 66 | 163 |
| 自転車乗用中 | 35 | 117 | 50 | 202 | 53 | 57 | 147 | 257 |
| 歩行中 | 24 | 108 | 33 | 165 | 74 | 103 | 256 | 433 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 135 | 298 | 116 | 549 | 318 | 357 | 632 | 1, 307 |

◎ 二輪車・自転車の関係事故発生件数

(令和5年4月末)

| 項目 | 人との事故 | 車両との事故 | 単独の事故 | その他の事故 | 合 計 | |
|-----|-------|--------|-------|--------|--------|--|
| 二輪車 | 101 | 1, 724 | 112 | 0 | 1, 937 | |
| 自転車 | 106 | 1, 529 | 64 | 0 | 1, 699 | |

◎ シートベルトの着用状況

(令和4年12月警察庁・JAF調査)

| | 運転席 | 99. 7% | (全国平均99.6%) | | 運転席 | 99. 0% | (全国平均99.1%) |
|------|--------|--------|---------------|------|--------|--------|---------------|
| 高速道路 | 助手席 | 98. 5% | (全国平均 98. 7%) | 一般道路 | 助手席 | 97. 9% | (全国平均 96. 9%) |
| | 後部席同乗者 | 82. 0% | (全国平均 78. O%) | | 後部席同乗者 | 53. 4% | (全国平均 42. 9%) |

く横断歩道等における歩行者等の優先> (道路交通法第38条第1項要旨)

- 横断歩道に接近する場合の義務 車両等は、横断歩道等に接近する場合、その 横断歩道等の直前(停止線の直前)で停止できる ような速度で進行しなければならない。
- ・ 横断歩行者がいる場合の一時停止 車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横 断し、または横断しようとする歩行者等があると きは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、 その歩行者等の通行を妨げないようにしなければ ならない。



~道路交通法一部改正の概要~

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行されることとなりました。

これにより、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの 一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機 付自転車として、走行場所が自転車と同様となるなどの新たな 交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等の運転者が守るべき交通ルール等は以下のとおりですので、ルールを正しく理解し、遵守しましょう。



← 警察庁ホームページ 電動キックボードに関すること



毎月「1日」は県民交通安全の日

「5日」はチリリン・デー

「15日」は高齢者交通安全の日

「30日」はゾーン30の日



神奈川県交通安全シンボルマーク

神奈川県交通安全対策協議会神奈川県・市区町村・神奈川県警察事務局:神奈川県今らし安全交通課

TEL 045-210-1111(内3553)

神奈川県交通安全対策協議会構成機関

<交通安全関係団体(10)>

- (公財) 神奈川県交通安全協会
- (一財)横浜市交通安全協会
- (一社)川崎市交通安全協会
- 三浦地区交通安全協会連合会湘南地区交通安全協会連合会
- 相模地区交通安全協会連合会
- (一社)神奈川県安全運転管理者会連合会
- 神奈川県交通安全母の会連合会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会
- 神奈川県地域交通安全活動推進委員協議会連絡協議会

<青少年・地域関係団体(18)>

- ・神奈川県子ども会連絡協議会 ・横浜市子ども会連絡協議会 ・横浜市子ども会連絡協議会 ・日本ボーイスカウト神奈川連盟 ・(公社)ガールスカウト神奈川県連盟 ・神奈川県・地佐の環境に関係する業田協議

- 神奈川県青少年の環境に関係する業界協議会神奈川県更生保護女性連盟
- 神奈川県青少年指導員連絡協議会神奈川県保護司会連合会
- 神奈川県BBS連盟 神奈川県地域婦人団体連絡協議会
- 川崎市地域女性連絡協議会

- ・(公財)神奈川県老人クラブ連合会 ・(公財)横浜市老人クラブ連合会 ・(公財)川崎や老人クラブ連合会
- 横浜市町内会連合会
- 川崎市全町内会連合会神奈川県交通遺児家庭の会

<自動車等関連団体(22)>

- -社)神奈川県指定自動車教習所協会
- 社)神奈川県自動車会議所

- ・(一社)神奈川県タクシー協会 ・(一社)神奈川県バス協会 ・(一社)神奈川県ドラック協会 ・神奈川県高速道路交通安全連絡協議
- (一社)神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県個人タクシー協会神奈川県自動車電装品整備商工組合
- 神奈川県自転車商協同組合神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)日本自動車連盟神奈川支部
- ・自動車安全運転センター神奈川県事務所・軽自動車検査協会神奈川事務所・自動車事故対策機構神奈川支所

- 神奈川県自動車交通共済協同組合
- (一社)全国道路標識•標示業神奈川県協会 神奈川県車両移動保管事業協同組合
- 神奈川県運転代行協会
- 神奈川県ハイヤータクシー交通共済協同組合

<道路・鉄道関係団体(19)>

- 神奈川県道路公社
- 東日本高速道路(株) 関東支社
- •中日本高速道路(株) 東京支社
- 首都高速道路㈱ 神奈川管理局
- 東日本旅客鉄道㈱横浜支社 • 東日本旅客鉄道㈱八王子支社
- 東海旅客鉄道㈱ 静岡支社
- 東急電鉄㈱
- 東急バス(株)
- 京浜急行電鉄㈱
- ・京浜急行バス(株)・小田急電鉄(株)
- ・箱根登山バス(株)
- 相模鉄道㈱
- 伊豆箱根鉄道㈱
- ・ 伊豆箱根バス(株)
- 江ノ島電鉄㈱
- 神奈川臨海鉄道㈱
- 横浜高速鉄道㈱

<教育関係団体(21)>

- 神奈川県市町村教育長会連合会
- 神奈川県都市教育長協議会
- 神奈川県町村教育長会
- 神奈川県公立小学校長会
- 神奈川県公立中学校長会
- 県立学校長会議
- 神奈川県市立高等学校長会
- 神奈川県私立小学校協会 (一財)神奈川県私立中学高等学校協会 (一社)神奈川県専修学校各種学校協会
- 神奈川県私立大学連絡協議会

- ・(一社)神奈川県保育会
 ・(福)神奈川民間保育園協会
 ・神奈川県公立幼稚園・こども園協会
- (公社)神奈川県私立幼稚園連合会

- ・神奈川県私学保護者会連合会 ・神奈川県PTA協議会 ・神奈川県立高等学校PTA連合会
- 神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会 横浜市PTA連絡協議会
- ·川崎市PTA連絡協議会

<各種団体(41)>

- 神奈川県タイヤ商工協同組合神奈川県生コン輸送協会
- 神奈川県石油商業組合
- (一社)神奈川県建設業協会
- 神奈川県人権擁護委員連合会 (福)神奈川県社会福祉協議会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- (福)川崎市社会福祉協議会
- (一社)神奈川県商工会議所連合会
- 神奈川県商工会連合会
- 神奈川県中小企業団体中央会
- (公社) 商連かながわ
- (公社)神奈川県観光協会
- 全国農業協同組合連合会神奈川県本部
- 全国共済農業協同組合連合会神奈川県本部
- 神奈川県民共済生活協同組合
- 神奈川県弁護士会
- (公社) 神奈川県防犯協会連合会 (一社) 神奈川県警親会

- (公社)神奈川労務安全衛生協会 建設業労働災害防止協会神奈川支部
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部
- 林業 木材製造業労働災害防止協会神奈川県支部 (一社) 神奈川県警備業協会
- ・神奈川県オートバイ盗難防止対策協議会 ・(公社)神奈川県医師会
- (公社)神奈川県病院協会
- (一社)神奈川県歯科医師会
- (公社)神奈川県薬剤師会
- 神奈川県小売酒販組合連合会
- 神奈川県興行生活衛生同業組合日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 神奈川県教職員組合 神奈川県高等学校教職員組合 (公財)神奈川県公園協会
- 神奈川県駐車場対策推進協議会
- 神奈川県市町村駐車場対策連絡会議
- 神奈川県エアロビック連盟
- 一般社団法人日本損害保険協会神奈川損保会

<報道関係(13)>

- ・日本放送協会横浜放送局 ・アール・エフ・ラジオ日本 ・横浜エフエム放送
- ・テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 朝日新聞横浜総局
- 毎日新聞横浜支局
- 読売新聞横浜支局
- 産業経済新聞横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞横浜支局 • 共同通信横浜支局 • 時事通信横浜総局

- <官公庁(79)>
- 横浜地方検察庁 • 横浜家庭裁判所
- 横浜保護観察所
- 横浜少年鑑別所(青少年心理相談所)
- 神奈川労働局
- 関東地方整備局横浜国道事務所
- 関東地方整備局相武国道事務所 • 関東地方整備局川崎国道事務所
- 関東運輸局
- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 海上自衛隊橫須賀基地業務隊
- 陸上自衛隊橫浜駐屯地中央輸送隊 • 在日米海軍横須賀基地司令部安全部
- 在日米陸軍基地管理本部緊急業務局
- 1 9市· 28区· 1 3町· 1村 神奈川県教育委員会
- 神奈川県企業庁
- 神奈川県警察本部

• 神奈川県

(順不同)



神奈川県交通安全シンボルマーク

事 務 局 神奈川県 くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課 TEL 045(210)1111(代)